

国立大学法人東京外国語大学特別 研修制度取扱要領

〔平成25年 7月23日〕
規則 第41号

改正 平成27年 3月24日規則第21号

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人東京外国語大学特別研修制度に関する規程（平成25年規則第40号。以下「特別研修規程」という。）に基づき、特別研修制度の取扱いに関し必要な事項を定める。

(研修資格)

第2条 各部局等における申請締切日を起算として、次の各号のいずれかに該当する者については、特別研修の申請はできないものとし、申請後であっても無効になるものとする。

(1) 過去1年間に次のいずれかに該当する者

- ① 1ヶ月以上の病気休暇または特別休暇を取得した者（ただし、業務災害及び通勤災害による休暇は除く。）
- ② 国立大学法人東京外国語大学職員安全衛生管理規程第17条の規定により、同規程別表に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は変更を受け、同規程第18条の事後措置を受けた者

(2) 過去3年間に次のいずれかに該当する者

- ① 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則第56条から第58条に該当する懲戒処分または訓告、厳重注意等の矯正措置を受けた者
- ② 休職及び休業をした者（ただし、業務災害及び通勤災害による休職は除く。）
- ③ 申請後、合理的理由なくして、辞退を申し出た者

(3) 過去7年間（6ヶ月を超える特別研修の場合は過去10年間）に6ヶ月以上の出張又は研修の期間のある者

(4) 教員人事評価において、直近2期間の部局個人評価結果が良好未満の者
(特別研修の終了)

第3条 特別研修中に前条各号に掲げるいずれかの事項に該当することが明らかとなった場合は、その時をもって特別研修は終了するものとする。

2 学長が特に必要と認める場合には、特別研修を途中で終了させることができる。

(各部局等における推薦基準)

第4条 各部局等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には研修者を推薦することができない。

- (1) 健康状態に不安があると判断された者
- (2) その他、部局等において不適格と認められる者

2 特別研修規程及び本取扱要領に定める研修資格がない者について、各部局等において特に必要と認める場合には、各部局等が定める推薦基準により、研修者を推薦することができる。

3 各部局等の長は、優先順位を付して推薦を行うこととする。

(各部局等の推薦人数)

第5条 各部局等における推薦人数は、6ヶ月の特別研修を0.5ポイント、6ヶ月を超える特別研修を1ポイントと換算し、原則として、次に掲げる表のポイントの範囲内の人数とする。

部 局	ポイント
大学院総合国際学研究院	2.5
大学院国際日本学研究院	1
アジア・アフリカ言語文化研究所	0.5

2 ポイントを超える人数を推薦し、特別研修を実施した場合については、必要に応じて翌年度のポイントを調整することがある。

3 ポイントに過不足が生じた場合には、全体のポイントの中で調整し配分することとし、不足分については、学長裁量経費を措置する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、特別研修の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要領は、平成25年7月23日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。